

00042

# 鳥取縣告示

昭和二十二年六月二十日 金曜日  
第千八百十九號

本書ノ大キサハ國定規第5△判

## 告示

◇鳥取縣告示第二百五十三號  
産婆名簿より次の者を取消した。  
昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十二年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並に  
加工品販賣業許可規則に依り之が業者を次のように許可  
した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

青果物並びに加工品販賣業者

番號 氏名 住 所 業態

本籍地

開業地

本籍地

青果物並びに加工品販賣業者  
西尾愛治

◇鳥取縣告示第二百五十四號  
次の者に家畜商免許鑑札を下附した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

家畜番號 免許鑑札  
番號 郡市 住町村 大字 番地 所 氏名

牛	第四一三號	岩美	宇倍野	山根	二二四	太田	米藏	同六、九、六
牛	第四一五號	同	大茅	雨瀧	四一五	太田	義一	明治一五、四、二八
牛	第四一六號	氣高	美穗	朝月	五三	半田	又五郎	同二、四、九
牛	第四一七號	東伯	青谷	西	九九八ノ一	淺倉	金春	同二七、二、一
牛	第四一八號	同	舍人	方地	一〇一五	伊藤	義貞	同四三、一、二、三
牛	第四一九號	同	淺津	上淺津	三六七	南	馨	同四〇、二、三
牛	第四二〇號	同	南谷	安步	八四二	山崎	竹次郎	同二一、一、一三
牛	第四二一號	同	谷北	田井	四	牧原	春藏	同二六、一〇、三
牛	第四二二號	同	下北條	尾田	一四四	竹本	松吉	同三四、二、六
牛	第四二三號	同	古布庄	下神	六八八	井上	清藏	同三四、九、五
牛	第四二四號	同	浦安	法萬	八四六	横山	章治	同三七、八、一七
牛	第四二五號	同	金市	三五六	竹田	宗太郎	同三七、八、一七	
同	第四二六號	同	上伊勢	九五	船越	民藏	同二四、九、一八	
同	第四二七號	同	谷	二九六	吉本源	市	同二二、二二、二	
同	第四二八號	東鄉	上種	一三七	山根	芳藏	同二三、五、二	
同	第四二九號	榮	中高	二〇二	渡邊	虎吉	同三五、五、二	
同	第四三〇號	西伯	所子	三九六	岡田	貞美	同四一、七、一	
同	第四三一號	幡鄉	大殿	七九	長尾	信三郎	同二九、六、二	
同	第四三二號	大幡	吉定	二八八	遠藤	彦一郎	同二六、五、二八	
同	第四三三號	吉定	押口	九三	片山	壯一	同二二、二、二	
同	第四三四號	遠榮	諸木	三二	加川	培幸	大正三、二、七	
同	第四三五號	諸木	茶畠	六三	岡田	正治	明治二六、五、一九	
同	第四三六號	東伯	下北條	七八八	吉岡	昌	同四三、一、一〇	
同	第七五號	西伯	所子	三九六	岡田	貞美	同四一、七、一	
同	第七六號	所子	中高	六七ノ二	權田	爲一	同三八、一二、一	
同	第七七號	庄内	下中高	三七七	永長	若	同三八、三、二六	
同	第七八號	日野	一部	六一	田正幸	同四〇、二、二		
同	第七九號	黑坂	德萬	二九一	卜部	忠衛	同四二、二、八	
豚	第二四號	黑坂	松神	七八八	元賢	三	同三二、一二、二三	
豚	第二五號	德萬	吉岡	吉昌	昌	同四五、一、一〇		
豚	第二六號	松神	昌	七八八	昌	同四五、一、一〇		

00045

同 第二五號 西伯 渡 波 一九九ノ九 門 繩 松 軍 同 一一、一二、二九  
繩羊 第五號 同 大山 前 二〇一 西村 基 大正 元 一、一五

## ◇鳥取縣告示第二百五十五號

價格等取締規則第二條の規定により「こまち」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所、名稱及び氏名  
米子市岩倉町長尾方

三友株式會社米子出張所

代表者 後藤 垣 秋

(1) 品名 代用綿 「こまち」

(2) 販賣價格 (五十瓦紙袋入一袋) 但し店先渡し

卸賣業者販賣價格

一二圓〇〇

小賣業者販賣價格

一四、〇〇

三、この告示後物價廳長官又は知事が別段の額を指定したときはその額によること。

00046

00046

縣稅滯納差押證票	七	同九日返納	氣高地方事務所	東伯郡旭村	書記 山本 秀雄
同	同	同	同	由良町	佐伯貞右衛門
同	三四 同	同	同	山守村	同
同	三五 同六日交付	同	同	日野 緑般	同
同	三六 同十日同	同	同	門脇 畠好	同
同	三七 同	同	同	田村 菅男	同
縣稅滯納差押證票	七	同九日返納	氣高地方事務所	鳥取縣三村	克夫
同	九 同	同	事務員	宮田 正	同
同	三八 同	同	同	岡村久太郎	同
同	四〇 同	同	同	下田 正	同
同	三 同九日交付	同	同	薄墨 長壽	同
同	四 同	同	同	山本 英一	同

## ◇鳥取縣告示第二百五十七號

昭和十九年六月鳥取縣告示第三百三十三號鳥取縣杉皮及び檜皮集荷配給統制要綱はこれを廢止する。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## ◇鳥取縣告示第二百五十八號

東伯郡北谷村尾田安日耕地整理組合換地處分については昭和二十二年六月二十日認可した。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年六月二十日

物價廳告示第百三十二號 木材の販賣價格指定の件 中 (二) の(2)の規定により指定地區を次のように指定する。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

配給業者販賣價格の統制額の適用を受ける指定地區  
左の指定地域内において配給業者がその店先又は工場において需要者に販賣する場合の統制額を示す。

(2) 戰災地にして池方長官の指定した町村。

## 物價廳告示第百三十號

備考

◇鳥取縣告示第二百六十號  
物價統制令第五條第一項の規定により鳥取縣において販賣する新刊の書籍及び雑誌の販賣價格に加算し得る額を次のように認可する。

昭和二十二年六月二十日

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請者の住所、名稱、代表者名

鳥取縣倉吉町西町德岡書店内

鳥取縣出版物小賣商業協同組合

理事長 德 岡 松 太 郎

二、販賣するものの名稱

書籍・雑誌、その他出版物(古書籍及び古雑誌を除く)

三、認可した價格等の額

(一) 定價參圓超え五拾圓までのものは定價の一割に相當する額。

(二) 定價五拾圓を超えるものには五圓。

(三) 計算において十錢未満の端數は切捨てる。

(四) 定價參圓以下のもの及び鳥取縣内産の出版物並びに教科書、官公署出版物は定價にて販賣すること。

農地調整法第十七條の規定による證票を次のように返納した。

昭和二十二年六月二十日

昭和二十二年六月二十日

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番 號 公 職 氏名 返納年月日

第二十八號 同 坂口福藏 同 五月廿八日  
事務吏員 鳥取縣 梶田 勝 昭和廿二五月廿二日

第三號 同 川上勝夫 同  
第七號 同 西垣正夫 同

第二十三號 同 西垣正夫 同

◇鳥取縣告示第二百六十二號

東伯郡天神野耕地整理組合長並びに組合副組合長に左の者選任については昭和二十二年六月二十日認可した。

00048

昭和二十二年六月二十日 (心當の向は直接取扱者宛照會せられたい)

其の一

取扱者 青森縣八戸市長

一、本籍、住所、氏名 不詳

五十五、六才位の男

二、人相 特徴

身長一米六三位、丸顔、頭髪黒、白相半ばく、一見勞働者風態なり

三、着衣

鳥取縣會條例及同規則は鳥取縣に於て發行する鳥取縣公報に登載するを以つて公布の方法とする。但し鳥取縣公報を發行することができないときは、縣廳又は市役所、町村役場の掲示場に掲示するを以つて公布の方法とする。

昭和二十二年六月二十日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

存旅居亡人専知方依頼について

四、携帶品

一現金貳圓九拾六錢、煙管一

五月十三日發行蛇田懐輪西往復切符一、同日發行の室蘭一輪西歸えり切符一

五、死亡の種類 終焉

00047

00049

## 本、発見日時及場所

昭和二十二年五月十七日午後三時青森縣八戸市大字鮫町字恵比須瀬、八戸線鮫鱈東方千六百米保線工種警戒

## 小屋。

(死後約二十四時間以上経過)

其の二

取扱者 熊本縣龍北郡大野村長

一、本籍、住所、氏名、不詳

六十才位の男

二、死因種別、老衰死

三、死亡場所

羣北郡大野村大字告子鍛瀬清正公岩洞窟内

四、人相

丈五尺一、三寸位、死亡後二ヶ月を経過せしと認むる

に付、死体は腐敗し、並に付其他詳細不明。

五、携帶品

木綿茶色(ボカツ)「ぬつ袖」一枚予供(姿わせ)一枚

江戸麻宛(左)右(シキヤ)左(アサヒ)地下足袋一

00050

國防色詰襟服同ズボン、下着は縮ズボン(半ズボン)

白木綿シャツ一枚、眞綿チヨツキ二枚、毛織藍色立縞

ワインシャツ一枚、霜降ラシャオーバー着、裏格子縞

黒地ラシャ「岩野」と縫あり。

七、携帶品

黒帯製札容れ一個、在中一二、九七一圓二〇錢外に旅館に保管依頼のもの現金壹萬圓、竹行李二個

其の四

取扱者 岩手縣面磐井郡一の關町長

一、本籍地(自稱宿帳)埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町袋町

(住所不詳)

二、氏名、年齢、職業

高橋彌助 四十才 印刷業 男

三、人相、特徴

身長五尺三寸位、顔面浅黒く、鼻高く、頭髪厚くして

前長く、前歯上一枚半金歯

四、所持品

現金四千七百七拾圓、腕時計一、革製手袋一、

84000

## 六、発古氏母母 (確定) 昭和二十二年三月

其の三

取扱者 山形縣東置賜郡宮内町一〇二番地

一、本籍及住所

本籍(自稱)秋田縣仙北郡金澤村大字西中根一四九番地

住所 山形縣東置賜郡宮内町一〇二番地

二、職業、氏名、年齢

職業不詳、氏名自稱牧野梅之助

年齢五十才加者

三、死亡日時及場所

昭和二十二年四月十一日午後四時二十分前記いとや旅館に於て死亡す。

四、死亡の種別 急性肺炎

五、人相及特徴

丈五尺三寸位、極瘦形、顔長顔、頬コケ、鼻高、色白

頭髮白髮交り丸刈、眉毛長い方、額廣い方、チヨビ鬚

あり、右額に拇指頭位の瘤あり

六、着衣

七、被服

白色ヅツク製リユツクサツタ一、陸軍兵隊用外套一、

維ラシャ製ジヤンバー一、綿入毛糸製ジヤケツ二、桃

色木綿製チヨツキ一、白色木綿褲一、靴下四、陸軍用

靴上靴一、鳥打帽子一、洗面具、煙管、白色木綿風呂敷、ハンカチーフ、雑誌

右昭和二十二年四月二十八日午前四時頃岩手縣西盤井郡一の關町字大町八十四番地九一旅館内にて病死、身元不詳のため假埋葬した。

其の五

取扱者 徳島縣三好郡池田町長

一、本籍、住所、氏名 不詳の男

二、人相、特徴

身長五尺二、三寸位、推定年齢六十一、二才、中肉顔、

丸顔、頭髮五分刈白髪、其の他普通

三、着衣、所持品

綿物縞羽織、碁盤形衣物メリヤスシャツ、博多角帯、

黒タビ、腰付煙草入、綿財布、鉛筆壹本、眼鏡、杖、

金拾八圓九拾錢、三十才前後婦人寫真一枚

00051

四、死亡年月日 毒死後十四、五日經過

死体發見十九日

五、毒死場所 池田町字シンヤマ三、〇九二一番地山林内

六、参考事項

書置（往復はがき）私は土佐の者です。親も子もなく  
野中の一本杉です。持合せの金六拾八圓ある是れで壆  
つて埋めて下さい。頼みます。右書置に金六拾八圓と  
あるも事實は金拾八圓九拾錢。

昭和二十二年六月二十日印刷 鳥取 市公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

行者 鳥取市東町  
鳥取縣 鳥取市東町  
鳥取縣 鳥取市東町